



島根県報

平成23年3月8日（火）

第2,271号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	2
換地処分（3件）	（ " ）	2
補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示	（林 業 課）	3
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	4

【公 告】

公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	4
---------	-------------	---

【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下水道推進課）	5
---	----------	---

【選管規程】

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程		5
県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程		6
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程		6

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		11
個人演説会を開催することができる施設の変更		12
個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		13

【人委告示】

平成23年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験の実施		13
------------------------------	--	----

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消 防 防 災 課）	16
-------------	-------------	----

告 示**島根県告示第160号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
山本 佳生	外科	松江生協病院	松江市西津田8丁目8-8	平成23年2月24日
三浦 勤	小児科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成23年2月24日

島根県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

皆尾 篤 安来市伯太町井尻131番地

2 就任年月日

平成23年2月13日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

遠藤 丈夫 安来市伯太町日次450番地3

島根県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を平成23年3月1日付けで認可した。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月23日付けで県営土地改良事業に係る隅地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月23日付けで県営土地改良事業に係る大原地区中谷上工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月28日付けで県営土地改良事業に係る加茂西地区大崎猪尾工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第166号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第212号）は、廃止する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

2 交付の目的

森林を保全する取組及び森林資源の活用に関する取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率等

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付対象者
森を保全する取組	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生し、及び維持するための取組をいう。以下同じ。）及び森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。）、身近な里山及び観光地周辺の松枯れ跡地の処理等の森林の景観対策、森づくり・資源活用実践事業（みーもの森づくり事業）で取り組んだ森を保全する取組の継続実施並びに森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。）	2分の1以内。ただし、事業実施後に個人の所有とならない資材に係る経費、事業PR用看板作成経費及び活動場所での事前準備等の他者への作業委託に係る経費については、10分の10以内とする。	市町村、自治会、森林組合、林業事業体、特定非営利活動法人、施設管理者、企業その他の団体
森を利用する取組	木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において県産の木材、木材製品等を利用する	2分の1以内。ただし、県産の木材に係る経費、事業PR	

	取組をいう。) 、木質バイオマス利用 (公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。) 、木の利用講座 (木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。) 及び森づくり・資源活用実践事業 (みーもの森づくり事業) で取り組んだ森を利用する取組の継続実施	用看板作成経費及び他者への作業委託に係る経費については、10分の10以内とする。	
--	--	--	--

4 交付の限度額

1 申請につき2,000,000円とする。ただし、継続枠は、50,000円とする。

5 その他

知事に提出する申請等の書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各事務所を経由すること。

島根県告示第167号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

益田市

2 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画下水道事業

万葉第2都市下水路

3 事業施行期間

平成16年11月19日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公**告**

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量 (数値地形図データ作成)

2 作業期間

平成23年2月25日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

江津市、川本町、美郷町、邑南町の江の川沿川地域

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成23年2月25日

4 落札者の氏名及び住所

宇部・山陽ロジス・JR貨物・萩森・クリエイト共同企業体

代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル部 事業部長 平井雅典

山口県宇部市大字小串1978番地の2

5 落札金額

181,177,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年1月14日

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「充てるほか、」の次に「地域振興部情報政策課、交通対策課、土地資源対策課、」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程

県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程（昭和42年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例」を「島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改め、本則第7号中「第1項」を削り、本則第9号中「第7条」を「第10条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第3号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年島根県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ポスター作成証明書」を「ポスター作成証明書（以下「証明書」という。）を、使用又は作成の実績に基づき作成し」に、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書」を「証明書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第5条第1項中「選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに）」を「証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第2条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては）」に改める。

別記第1号様式その1備考2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1備考に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

第2号様式その1中

「3 確認申請金額 _____ 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 _____」

に、同様式その1備考1中「島根県選挙管

4 確認申請金額 円

理委員会」を「県」に改め、同様式その1備考3を同様式その1備考4とし、同様式その1備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

第2号様式その2中「選挙運動用」を削り、同様式その2の表中「確認済み」を「確認済」に改め、同様式その2備考1中「島根県選挙管理委員会」を「県」に改める。

第2号様式その3中「選挙運動用」を削り、同様式その3備考1中「島根県選挙管理委員会」を「県」に改める。

第3号様式その1中

「3 確認金額 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1備考2に後段として

4 確認金額 円

次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

第3号様式その1備考3中「島根県」を「県」に改め、同様式その2中「選挙運動用」を削り、同様式その2備考3中「島根県」を「県」に改め、同様式その3中「選挙運動用」を削り、同様式その3備考3中「島根県」を「県」に改める。

第4号様式その1中「使用する」を「使用した」に、同様式その1の表中 車種及び自動車登録番号

を 車種及び自動車登録番号又は車両番号 に改め、同様式備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」

を加え、同様式その1備考2及び備考7中「島根県」を「県」に改める。

第4号様式その2中「使用する」を「使用した」に、同様式その2の表中

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	走行距離
何年何月何日	1	円	

を

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
何年何月何日		1	円	

に

」
 改め、同様式その2備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式その2備考5及び備考6を削り、同様式その2備考中4を6とし、同様式その2備考3中「島根県」を「県」に改め、同様式その2備考3を同様式その2備考5とし、同様式その2備考2中「島根県」を「県」に改め、「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その2備考2を同様式その2備考4とし、同様式その2備考1の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第4号様式その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その3備考6中「島根県」を「県」に改め、同様式その3備考6を同様式その3備考7とし、同様式その3備考中5を6とし、同様式その3備考4中「限度額は、」の次に「選挙運動用自動車1台につき」を加え、同様式その3備考4を同様式その3備考5とし、同様式その3備考3中「島根県」を「県」に改め、同様式その3備考3を同様式その3備考4とし、同様式その3備考2中「島根県」を「県」に改め、同様式その3備考2を同様式その3備考3とし、同様式その3備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

第5号様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加え、同様式備考2及び3中「島根県」を「県」に改める。

第6号様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加え、同様式備考2及び3中「島根県」を「県」に改める。

第7号様式中「5 銀行名、口座名、口座番号及び債権債務者番号」を

「

5 金融機関名、口座名、口座番号及び債権債務者番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			
債 権 債 務 者 番 号			

に

」

改め、同様式備考1中「このほかに選挙運動用」を「このほかに」に改め、「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア

数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し」を加え、同様式備考2中「島根県」を「県」に改め、同様式備考3中「島根県」を「県」に、「債権債務者登録(変更)届出書を添付してください。」を「「債権債務者番号」欄の記入は不要です。」に改め、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

第7号様式(別紙)その3を次のように改める。

(別紙) その3

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(7)	基準限度額(4)	請求金額	備考
何年何月何日		() 円 × () l = 円	/	/	
何年何月何日		() 円 × () l = 円	/	/	
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(7)の(計)欄又は(4)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(7)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第8号様式中「選挙運動用」を削り、「5 銀行名、口座名、口座番号及び債権債務者番号」を

「

5 金融機関名、口座名、口座番号及び債権債務者番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な	-----		
口 座 名	-----		
債 権 債 務 者 番 号			

に

」

改め、同様式備考2中「島根県」を「県」に改め、同様式備考3中「及び納品書の写し」を削り、同様式備考4中「島根県」を「県」に、「債権債務者登録（変更）届出書を添付してください。」を「「債権債務者番号」欄の記入は不要です。」に改める。

別記第9号様式中「選挙運動用」を削り、「5 銀行名、口座名、口座番号及び債権債務者番号」を

「

5 金融機関名、口座名、口座番号及び債権債務者番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な	-----		
口 座 名	-----		
債 権 債 務 者 番 号			

に

」

改め、同様式備考2中「島根県」を「県」に改め、同様式備考3を削り、同様式備考4中「債権債務者登録（変更）届出書を添付してください。」を「「債権債務者番号」欄の記入は不要です。」に改め、同様式備考4を同様式備考3とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成23年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,855
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを

合算して得た数) 165,452

3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

八束選挙区	3,848
仁多選挙区	4,144
簸川選挙区	7,460
邑智選挙区	6,171
鹿足選挙区	4,451
隠岐選挙区	6,225
松江選挙区	52,005
浜田選挙区	16,470
出雲選挙区	39,308
益田選挙区	13,988
大田選挙区	10,948
安来選挙区	11,708
江津選挙区	7,245
雲南・飯石選挙区	13,605

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 165,452

島根県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、雲南市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
佐世交流センター	施設の名称	大東農業構造改善センター	佐世交流センター
久野交流センター	施設の名称	久野生活改善センター	久野交流センター
多根交流センター	施設の名称	多根生活改善センター	多根交流センター
松笠交流センター	施設の名称	松笠生活改善センター	松笠交流センター
日登交流センター	施設の名称	木次農村環境改善メインセンター	日登交流センター
海潮交流センター	施設の名称	海潮基幹集落センター	海潮交流センター
中野交流センター	施設の名称	中野多目的集会センター	中野交流センター
鍋山交流センター	施設の名称	三刀屋農村環境改善サブセンター	鍋山交流センター
一宮交流センター	施設の名称	雲南市三刀屋転作研修センター	一宮交流センター
温泉交流センター	施設の名称	木次農村環境改善サブセンター	温泉交流センター
田井交流センター	施設の名称	吉田ふるさとセンター	田井交流センター
飯石交流センター	施設の名称	雲見の里文化伝承館	飯石交流センター

三刀屋交流センター

施設の名称

三刀屋農村環境改善メインセンター

三刀屋交流センター

島根県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、津和野町選挙管理委員会及び隠岐の島町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
青原公民館	鹿足郡津和野町青原267番地3	平成23年1月26日
布施児童館	隠岐郡隠岐の島町布施204番地1	平成22年10月1日

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第1号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成23年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成23年3月8日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成23年3月14日（月）～同年4月8日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、4月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月1日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	10名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	<p>ア 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は、平成23年9月30日までに卒業する見込みの者</p> <p>イ 平成元年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの又は平成23年9月30日までに卒業する見込みの者</p>

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合格発表
第 1 次 試 験	平成23年5月8日(日) 受付時間 8:40~9:00 試験時間(予定) 9:30~17:00	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町) ※申込の状況により、他 会場での実施もある。	5月27日(金)に県庁前掲示板に合格者の受験 番号を掲示するほか、合格者に結果を通知す る。
		浜 田 市	島根県立大学 (浜田市野原町)	
第 2 次 試 験	6月下旬に松江市で実施す る予定 ※詳細は第1次試験合格通 知により連絡する	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	7月上旬に県庁前掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、合格者に結果を通知する。

※応募者多数の場合は、近隣の会場でも試験を実施する。その際には、受験票に試験場の案内を記載する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。なお、一定の基準を満たさない者は不合格とする。
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
	人物試験 (500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
第 2 次 試 験	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験

験	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOE I C	470点以上
	ウ TOE F L P B T C B T	447点以上 130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道	初段以上（講道館認定）
	剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定）
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登録され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成22年12月1日現在、大学卒22歳で月額197,200円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合（6%）の減額措置を実施している。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成23年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成23年3月8日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び場所

(1) 試験日時

平成23年6月12日（日） 午前の試験 9時30分から（9時15分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分までに集合すること。）

(2) 試験場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成23年4月13日（水）から4月26日（火）まで（郵送の場合は、4月26日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成23年4月10日（日）午前9時から4月23日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)